

議案第 1 0 2 号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条　さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 2 9 年さいたま市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(介護休暇) 第 1 8 条　介護休暇は、教職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者（<u>第 2 2 条第 1 項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、委員会が、教育委員会規則の定めるところにより、教職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 ・ 3　〔略〕 <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った教職</u>	(介護休暇) 第 1 8 条　介護休暇は、教職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、委員会が、教育委員会規則の定めるところにより、教職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 ・ 3　〔略〕

<u>員等に対する意向確認等)</u> <u>第 2 2 条 委員会は、教職員が配偶者等が当該教職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該教職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該教職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 委員会は、教職員に対して、当該教職員が 4 0 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第 2 3 条 委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 教職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> <u>第 2 4 条</u> [略] <u>第 2 5 条</u> [略] <u>第 2 6 条</u> [略]	<u>第 2 2 条</u> [略] <u>第 2 3 条</u> [略] <u>第 2 4 条</u> [略]
--	--

第 2 条 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(介護休暇) 第 1 8 条 介護休暇は、教職員が要介護者（配偶者	(介護休暇) 第 1 8 条 介護休暇は、教職員が要介護者（配偶者

（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者（第23条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、委員会が、教育委員会規則の定めるところにより、教職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

（妊娠、出産等についての申出をした教職員等に対する意向確認等）

第22条 委員会は、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）第22条第1項の措置を講じるに当たっては、同項の規定による申出をした教職員（以下この項においては「申出教職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出教職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出教職員の意向を確認するための措置

（3）さいたま市職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出教職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出教職員の意向を確認するための措置

2 委員会は、3歳に満たない子を養育する教職員（以下この項において「対象教職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象教職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象教職員の意向を確認するための措置

（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者（第22条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、委員会が、教育委員会規則の定めるところにより、教職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

(3) <u>対象教職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象教職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象教職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>委員会は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った教職員等に対する意向確認等) <u>第23条</u> 委員会は、教職員が配偶者等が当該教職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該教職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該教職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] <u>第24条</u> [略] <u>第25条</u> [略] <u>第26条</u> [略] <u>第27条</u> [略]	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った教職員等に対する意向確認等) <u>第22条</u> 委員会は、教職員が配偶者等が当該教職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該教職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該教職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] <u>第23条</u> [略] <u>第24条</u> [略] <u>第25条</u> [略] <u>第26条</u> [略]
--	---

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年10月1日から施行する。